

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第103号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月9日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、竹原支局（広島県からの依頼により実施した第三者機関を含む。）が、竹原市道「峠郷線」を実際に走行してみた事実があるか否かを確認するため、その具体的な実施方法などを記録した文書及び竹原市道「峠郷線」から県道吉名停車場線の「峠橋」への左折又は峠橋から峠郷線への右折進入の走行記録（以下「本件対象文書」という。）について開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成15年12月24日付け東広建竹第279号による行政文書不存在通知書は、開示請求した竹原市道峠郷線の実際の走行試験並びに峠橋からの進入などの実際の走行試験をした上で、橋の設置申請を不許可処分にしたと考えるのが常識であると判断できるにもかかわらず、当該走行試験の結果を隠匿している疑義があることから、具体的な走行試験の記録を記載している文書及び開示請求書に記載した文書の

全てを速やかに開示するように要求する。

- (2) 実施機関が作成した平成15年9月12日付け弁明書において、「生活道路として自宅への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能であると判断したものである。」と明記していることから、当然に走行試験を行った上で、当該記述をしたものとするのが常識である。
- (3) 「峠橋」は県道であるにもかかわらず、竹原市道峠郷線から峠橋への左折又は峠橋から竹原市道峠郷線への右折進入の走行記録についてもまったく記録がないということは、弁明書において明記された「近くに橋がある」という不許可処分の最大の根拠をあくまでも堅持しようとするものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件異議申立てには、平成15年4月の砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請に対する実施機関の不許可処分が背景にある。この不許可処分に対して、異議申立人は、審査請求人代理人として、平成15年7月15日付けで実施機関に対して審査請求を行い、これに対し、実施機関は平成15年9月12日付け弁明書において、「生活道路として目的地への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能である。」旨を述べている。異議申立人は、当該記述を捉えて、当該申請の審査を行った実施機関が、当該申請箇所への接続経路である竹原市道「峠郷線」を走行した場合の、その実施方法の記録の開示を要求している。

実施機関が、弁明書に上記のように記述したのは、道路管理者である竹原市の見解を受けてのことによるものである。

この市道管理者の見解とは、本件道路のような狭隘な箇所でも車種によれば通行しているという現実から、本件道路についての通行禁止の措置は行っていない、というものである。

業務執行上、現状把握を要する場合に、この必要とする地域に存する道路の管理者が他の地方公共団体に属するものである場合にあっては、実施機関において当該道路形状の詳細についての調査検討を行うことが要求されるものではない。

したがって、具体的な走行内容を記録することには至らなかったものである。

また、広島県が管理する公物に対する使用等の申請がなされたときには、当該公物周辺状況を確認することになるが、本件事案に際しては、実施機関職員が公用車を使用して当該申請箇所へ赴き状況確認を行った。その行程は、竹原支局から8キロメートル以内の在勤地内旅行として位置付けられ、当該旅行に対する旅行命令簿の様式には復命内容を記載することにはなっていないため、異議申立人の主張に合致する記録がなされ得るものではない。

以上のとおり、条例第2条第2項に定める行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することができないとした本件処分は妥当

である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、竹原支局が、竹原市道「峠郷線」を走行した具体的な実施方法などを記録した文書及び竹原市道「峠郷線」から県道吉名停車場線の「峠橋」への左折又は峠橋から峠郷線への右折進入の走行記録であり、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していないため、不存在とした。

2 本件対象文書の特定について

実施機関は、「業務の遂行上、現状把握を要する場合に、この必要とする地域に存する道路の管理者が他の地方公共団体に属するものである場合にあっては、実施機関において当該道路形状の詳細についての調査検討を行うことが要求されるものではない。」として、具体的な走行内容を記録することには至らなかったと説明する。

しかしながら、実施機関は理由説明書において、「本件事案に際しては、実施機関職員が公用車を使用して当該申請箇所へ赴き状況確認を行った。」と説明している。

このため、当審査会から、現地調査に関する文書がないかどうかを改めて、実施機関に確認したところ、平成15年5月12日作成の砂防指定地内普通河川郷川における橋梁設置に係る制限行為等についての聞き取り等報告書（以下「報告書」という。）が提出され、その中に、現地調査した際の記録があった。

この記録について、当審査会から実施機関に対し、自動車を用いて調査したものかどうかを確認したところ、自動車で行った調査であった旨の回答があった。

実施機関のこの回答によれば、報告書中の当該記載は竹原市道峠郷線を自動車で実際に走行した具体的な記録であるということになり、報告書は本件対象文書に該当すると解される。

以上のことから、実施機関は、報告書以外にも本件対象文書に該当するものがあるかどうかを再度確認し、改めて本件対象文書を特定すべきである。

3 付言

実施機関は本件対象文書を不存在としていたが、当審査会の審議の過程で、報告書に現地調査についての記録が含まれていることが判明した。

実施機関は、開示請求者の協力を得て、開示請求の趣旨を確認するなどして、幅広く行政文書を検索し、対象行政文書を特定することが望まれる。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 2. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 5. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 5. 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 5. 30 (平成 24 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 6. 27 (平成 24 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 25 (平成 24 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8. 29 (平成 24 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

緒 方 桂 子	広島大学大学院教授
野 崎 亜紀子	広島市立大学准教授
山 本 一 志 (部 会 長)	弁護士